

## 岡山県国民保護計画の変更について

岡山県国民保護計画（平成18年3月31日策定）について、平成19年度に次のとおり軽微な変更を行ったので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第34条第6項及び第8項の規定により、6月県議会定例会に報告する。

### 【主な変更内容】

- (1) 国の組織改編に伴う変更  
（変更前）広島防衛施設局（津山防衛施設事務所）  
（変更後）中国四国防衛局（津山防衛事務所）
- (2) 郵政民営化法等の改正に伴う変更  
（変更前）日本郵政公社  
（変更後）郵便事業株式会社
- (3) その他  
指定地方公共機関の名称変更、統計数値の更新、誤記訂正等

### （参考）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）抜粋  
（都道府県の国民の保護に関する計画）

第34条 1～5 略

6 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。

7 略

8 第3項から前項までの規定は、第1項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。 以下 略